

鳥取県訓令第8号

鳥取県水産業改良普及員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県水産業改良普及員服務規程を廃止する訓令

鳥取県水産業改良普及員服務規程（昭和35年鳥取県訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。